

第4回 吹田市バリアフリー推進協議会

吹田市バリアフリーマスタープラン素案の説明

主な修正内容

1. 第3回推進協議会及びその後にいただいた
意見への対応

修正内容を赤枠・赤字で表現

2. 用語集など、未作成部分等の作りこみ

修正内容を青枠・青字で表現

3. 図表のサイズ調整等によるページ数の削減

4. 用語や送り仮名の間違いなどの軽微な修正

説明省略

5. 音声コード欄・ルビの追加

はじめに（前文）

(3)バリアフリーマスタープランの策定について

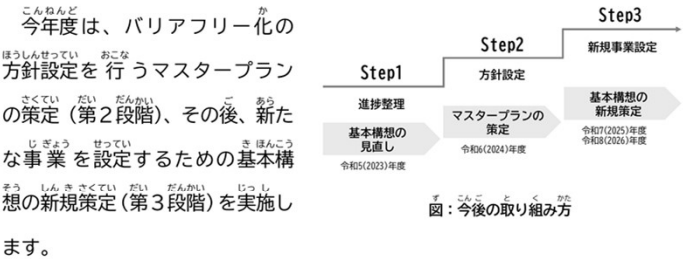
身体・知的・精神などすべての障がい者に対する
取り組みであることを示す表現に修正

《前回提出》

本マスタープランは高齢者や障がい者のみならず、だれもが安全で便利に
移動できる環境を整備するための、本市全体のユニバーサルデザイン化の方
向性を示すものです。

市の動向

本市では、吹田市内の10地区15駅を4段階に分け、平成14（2002）年から段階的にバリアフリー化の計画となる基本構想の策定と重点整備地区におけるバリアフリー化事業を継続的に実施しています。また令和5（2023）年度には、これまでの事業のおおむねの完了を確認するとともに、駅利用の安全確保の観点から、近年積極的に進められている可動式ホーム柵の設置を新規事業として追加するなど、更なるバリアフリー化の第1段階として、これまで策定した吹田市バリアフリー基本構想を見直しました。



バリアフリーマスタープランの策定について

国の動向を踏まえ、バリアフリーに関する取り組みをさらに推進していくため、この度、「吹田市バリアフリーマスタープラン」を策定しました。本マスタープランは高齢者や障がい者（身体・知的・精神）など、だれもが安全で便利に移動できる環境を整備するための、本市全体のユニバーサルデザイン化の方向性を示すものです。特に本市は、市内全域が人口集中地区（DID）であり、人口密度は全国的に見ても高い水準です。また、高齢者・障がい者等の利用する施設（生活関

音声コード
作成予定

修正内容の説明

はじめに（前文）

（3）バリアフリーマスタープランの策定について

心のバリアフリーを念頭とした表現に修正

《前回提出》

併せて、本マスタープランでは、施設整備などのハード面だけでなく、全ての人が相互に思いやり、助け合うための「心のバリアフリー」にも取り組みます。このような取り組みを推進し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、安全に安心して暮らせる「ユニバーサル社会」の実現を目指します。

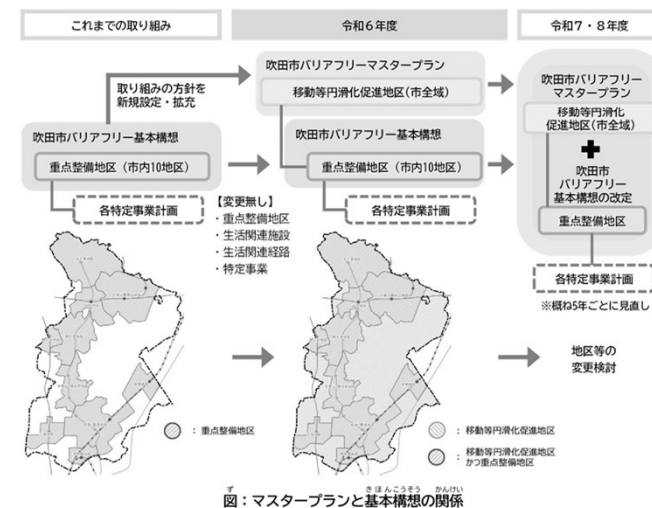
連施設となり得る施設が市内全域に立地している状況から、市内全域をバ

リアフリー化の必要な区域（移動等円滑化促進地区）として設定します。

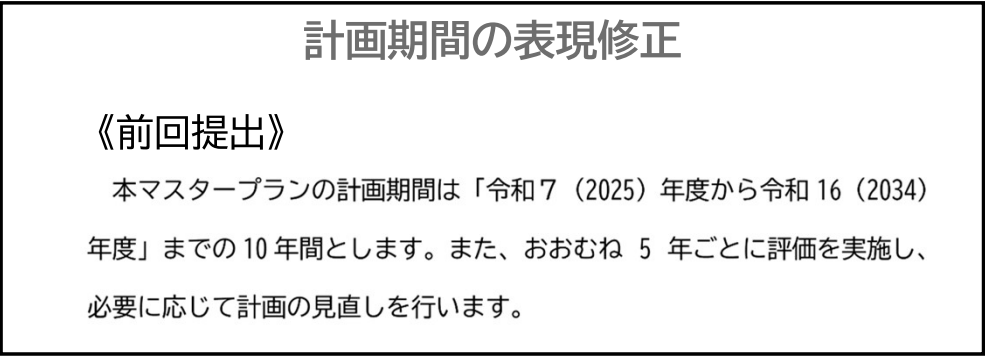
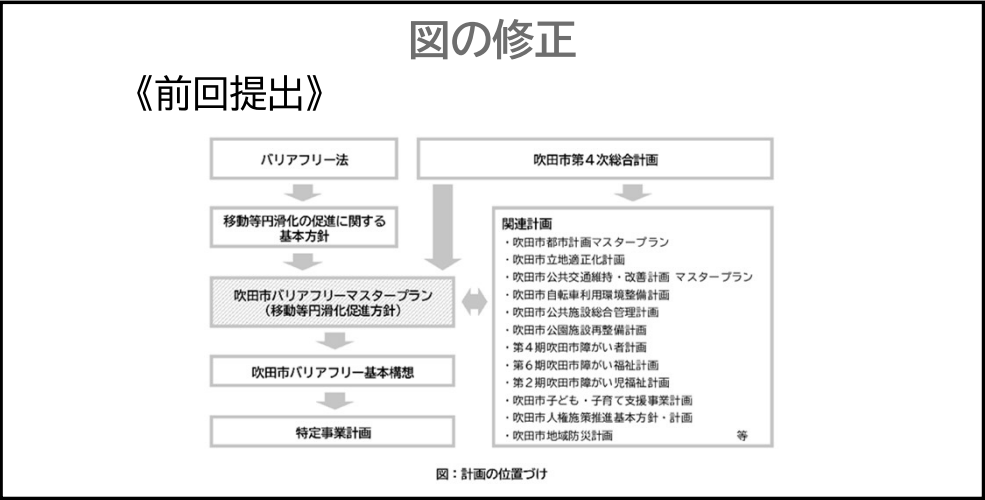
併せて、本マスタープランでは、施設整備などのハード面だけでなく、全ての人が相互に思いやり、助け合うための「心のバリアフリー」を基本とした

ソフト面の取り組みを推進し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、安全に安心して暮らせる「ユニバーサル社会」の実現を目指します。

本マスタープランは、今後10年間の取り組みの方針を示し、おおむね5年ごとに評価を実施して必要に応じて計画の見直しを行います。計画の実施にあたっては、市民の皆さま、施設設置管理者、関係機関等のご理解やご協力をいただきながら、本マスタープランを推進していきます。



序 バリアフリーマスタープランについて

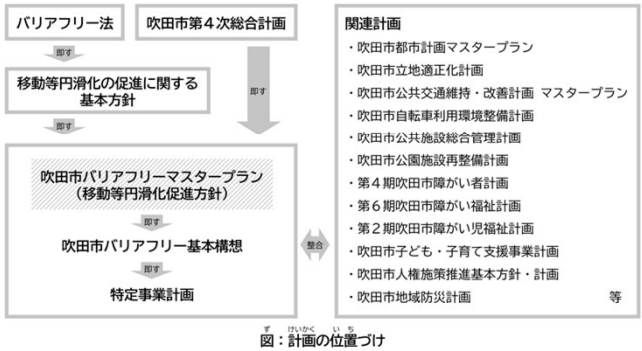


序 バリアフリーマスタープランについて

(1) 位置づけ

本マスタープランは、バリアフリー法第24条の2に基づく法定計画です。また、本市の最上位計画である「吹田市第4次総合計画」のうち、市域全体のバリアフリー化に関する方針を示した分野別計画となります。

本マスタープランの方針（移動等円滑化促進方針）をもとに個別の事業を設定した吹田市バリアフリー基本構想や特定事業計画を策定し、バリアフリー化事業を実施します。



(2) 計画期間

令和7（2025）年度～令和16（2034）年度まで（10年間）

計画期間は、上記のとおり10年間とします。また、おおむね5年ごとに評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

音声コード
作成予定

修正内容の説明

1 バリアフリーに関する状況と課題

ページ数の削減・図の整理

《前回提出》

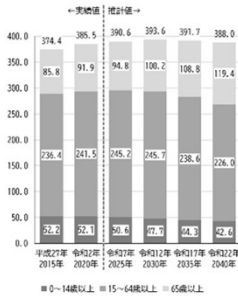
イ 人口の状況

【人口は当面増加する見込み】

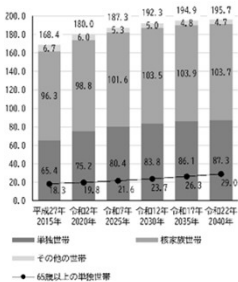
本市の人口は、近年、住宅用地の再整備を背景に増加し続けています。今後も、千里ニュータウンでの建替えや新たな住宅建設により、当面の間（令和12（2030）年ごろまで）は人口が増加する見込みです。

【少子高齢化の進展の見込み】

人口構造は、年少人口と生産年齢人口がいずれも減少している一方、老年人口は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。また、高齢者の単独世帯も増加していくと予想されます。



図：吹田市の人口の推移と将来人口



図：吹田市の将来世帯数の推計

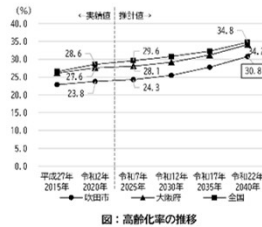
資料：吹田市第4次総合計画基本計画改訂版

（令和2年実測値補完）

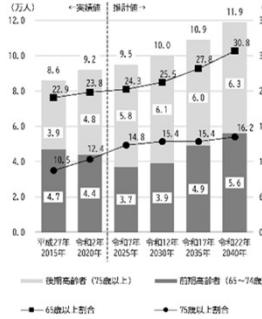
【高齢化率増加の見込み】

人口全体に対する老年人口（65歳以上）の割合である高齢化率は、令和22（2040）年時点において30.8%程度と、全国平均に比べて低い水準で推移することが見込まれています。しかし、割合は年々増加しており、今後も高齢化が進行する見込みです。

特に、後期高齢者（75歳以上）の増加により高齢化率が高くなることが予想されます。



図：高齢化率の推移



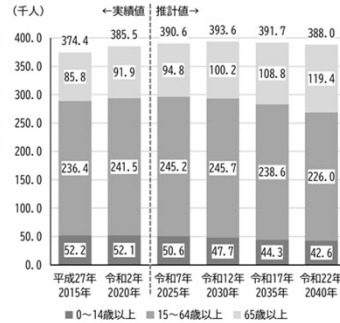
図：本市の高齢者数の推移

全国及び大阪府資料：令和2年まで 吹田市「国勢調査」、令和7年以降 国勢調査
吹田市資料：吹田市第4次総合計画基本計画改訂版（令和2年実測値補完）

イ 人口の状況

【人口は当面増加する見込み】

本市の人口は、住宅用地の再整備を背景に増加し続けています。今後も、千里ニュータウンでの建替えや新たな住宅建設により、当面の間（令和12（2030）年ごろまで）は人口が増加する見込みです。



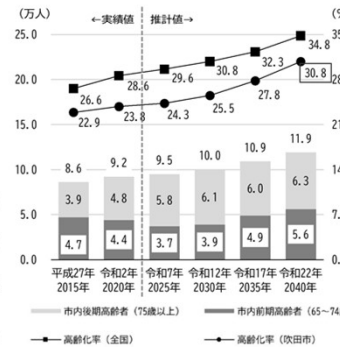
【少子高齢化の進展の見込み】

人口構造は、年少人口と生産年齢人口がいずれも減少している一方、老年人口は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。

【高齢化率増加の見込み】

人口全体に対する老年人口（65歳以上）の割合である高齢化率は、令和22（2040）年時点において30.8%程度と、全国平均に比べて低い水準で推移することが見込まれます。しかし、割合は年々増加しており、今後も高齢化が進行する見込みです。特に、後期高齢者（75歳以上）の増加により高齢化率が高くなると予想されます。

図：吹田市の人口の推移と将来人口
資料：吹田市第4次総合計画基本計画改訂版
（令和2年実測値補完）



図：本市の高齢者数の推移

全国及び大阪府資料：令和2年まで 総務省「国勢調査」、令和7年以降 国勢調査
吹田市資料：吹田市第4次総合計画基本計画改訂版（令和2年実測値補完）

1 バリアフリーに関する状況と課題

ページ数の削減・図の整理

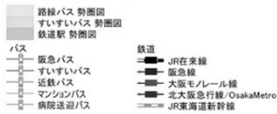
《前回提出》

ウ 交通の状況

【公共交通利用圏は市内のほぼ全域をカバー】

吹田市市内では、JR、阪急電鉄、Osaka Metro、北大阪急行、大阪モノレール、また、阪急バス、近鉄バス、すいすいバス（コミュニティバス）が運行されています。公共交通利用圏は、鉄道とバスの勢圏範囲（駅勢圏：半径800m以内、バス停勢圏：半径300m）によって、市内のほぼ全域がカバーされている状況で、市の居住人口に対しては約95%の範囲をカバーしています。

タクシー（一般タクシー・介護福祉タクシー等）は、市民や来訪者の移動手段として機能しています。

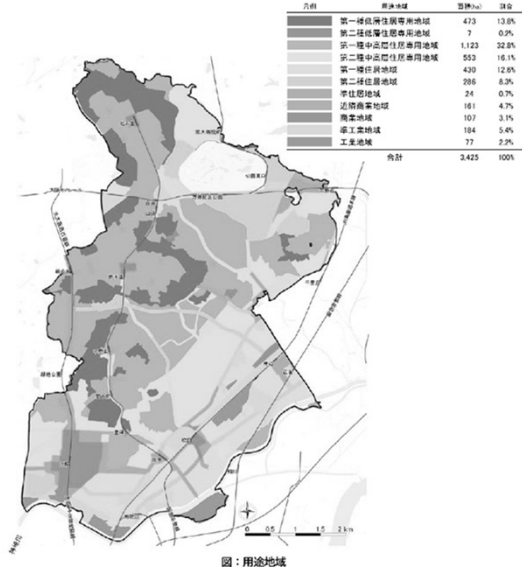


図：バス・鉄道勢圏図
(地域コミュニティ交通導入ガイドラインより)

エ 立地の状況

【住居系の用途地域が約84.5%】

本市は全域が市街化区域に指定されており、その用途地域は、江坂周辺の商業地域、JR東海道本線や神崎川周辺の工業地域などを除き、約84.5%のエリアが住居系の用途地域となっています。



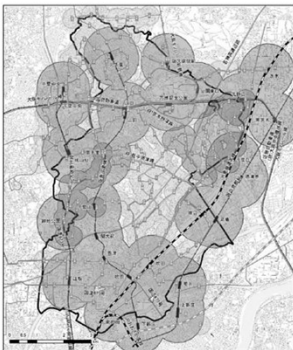
資料：吹田市の都市計画、吹田市資料、令和4年版吹田市統計書

ウ 交通の状況

【公共交通利用圏は市内のほぼ全域をカバー】

吹田市市内では、JR、阪急電鉄、Osaka Metro、北大阪急行、大阪モノレール、また、阪急バス、近鉄バス、すいすいバス（コミュニティバス）が運行されています。公共交通利用圏は、鉄道とバスの勢圏範囲によって、市内のほぼ全域がカバーされている状況で、市の居住人口に対しては約95%の範囲をカバーしています。

また、タクシー（一般タクシー・介護福祉タクシー等）は、市民や来訪者の移動手段となっています。



路線バス 勢圏図
すいすいバス 勢圏図
鉄道駅 勢圏図



図：バス・鉄道勢圏図
(地域コミュニティ交通導入ガイドラインより)

エ 立地の状況

【住居系の用途地域が約84.5%】

本市は全域が市街化区域に指定されており、その用途地域は、江坂周辺の商業地域、JR東海道本線や神崎川周辺の工業地域などを除き、約84.5%のエリアが住居系の用途地域となっています。

右図表：用途地域の状況



資料：吹田市の都市計画、吹田市資料、令和4年版吹田市統計書



音声コード
作成予定

1 バリアフリーに関する状況と課題

ページ数の削減・図の整理

《前回提出》

(2) これまでの取り組み

ア バリアフリー基本構想の策定と事業の実施

本市では、市内のバリアフリー化にあたり市内の鉄道駅周辺(10地区15駅)を重点的に整備する地区(重点整備地区)として設定し、バリアフリー化事業を進めてきました。

主要な事業の実施状況としては、令和5(2023)年度末時点において、鉄道駅の事業整備率が約90%※、道路(生活関連経路)の事業整備率が約95%となりました。

※令和5年度の吹田市バリアフリー基本構想の見直しによる新規事業(可動式ホーム柵の設置)を含めた事業整備率です。



図：吹田市バリアフリー基本構想と市内の重点整備地区の範囲(令和6年3月策定)

イ 事業者等の取り組み紹介

【鉄道駅のバリアフリー化と可動式ホームの設置】

公共交通事業者において、鉄道駅におけるエレベーターや多機能トイレの設置、プラットフォームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぐため可動式ホーム柵等の設置を進めています。



写真：江坂駅

【駅構内や車両等における利用者のマナー向上に向けた取り組み】

公共交通事業者において、優先座席の利用や障がい者やベビーカーを利用する方へのエレベーターの優先利用のお願いに関するポスターの掲示等を実施し、鉄道やバス乗車時のマナー向上に向けた啓発を進めています。



右画像：鉄道駅掲載の国土交通省キャンペーンポスター

【サービス介助士の資格取得の推進】

公共交通事業者において、高齢の方や障がいのある方を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を学び、相手に安心していただきながら手伝いができる職員の育成に向けて「サービス介助士」の資格取得を推進しています。

(2) これまでの取り組み

ア バリアフリー基本構想の策定と事業の実施

これまで、市内のバリアフリー化にあたり市内の鉄道駅周辺(10地区15駅)を重点的に整備する地区(重点整備地区)として設定し、バリアフリー化事業を進めてきました。

主要な事業の実施状況としては、令和5(2023)年度末時点において、鉄道駅の事業整備率が約90%※、道路(生活関連経路)の事業整備率が約95%となりました。

※令和5年度の見直しによる新規事業(可動式ホーム柵の設置)を含めた事業整備率です。



図：吹田市バリアフリー基本構想と市内の重点整備地区の範囲(令和6年3月策定)

イ 事業者等の取り組み紹介

【鉄道駅のバリアフリー化と可動式ホーム柵の設置】

公共交通事業者において、鉄道駅におけるエレベーターやバリアフリートイレの設置、転落や走行中の列車との接触事故を防ぐため可動式ホーム柵等の設置を進めています。



写真：江坂駅

音声コード
作成予定

修正内容の説明

1 バリアフリーに関する状況と課題

ページ数の削減・図の整理

《前回提出》

イ 事業者等の取り組み紹介

【鉄道駅のバリアフリー化と可動式ホームの設置】

公共交通事業者において、鉄道駅におけるエレベーターや多機能トイレの設置、プラットフォームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぐため可動式ホーム柵等の設置を進めています。



写真：江坂駅

【駅構内や車両等における利用者のマナー向上に向けた取り組み】

公共交通事業者において、優先席の利用や障がい者やベビーカーを利用する方へのエレベーターの優先利用のお願いに関するポスターの掲示等を実施し、鉄道やバス乗車時のマナー向上に向けた啓発を進めています。



右画像：鉄道駅掲載の国土交通省キャンペーンポスター

【サービス介助士の資格取得の推進】

公共交通事業者において、高齢の方や障がいのある方を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を学び、相手に安心していただきながら手伝いのできる職員の育成に向けて「サービス介助士」の資格取得を推進しています。

【バスロケーションサービス等の提供】

阪急バス株式会社において、平成30(2018)年からバスの接近案内情報サービス（バスロケーションサービス）及びWEB延着証明サービスが提供されています。



右画像：阪急バス「接近情報検索」

【バリアフリー法第17条に基づく認定特定建築物】

バリアフリー法に基づき、特定建築物の計画が「建築物移動等円滑化基準」を超え、かつ、建築物移動等円滑化誘導基準に適合する場合に、建築主等は任意で所管行政庁の認定を受けることができます。本市では、平成25(2013)年以降、4件の建築物を認定しています。

【駅構内や車両等における利用者のマナー向上に向けた取り組み】

公共交通事業者において、優先席の利用や障がい者やベビーカーを利用する方へのエレベーターの優先利用のお願いに関するポスターの掲示等を実施し、鉄道やバス乗車時のマナー向上に向けた啓発を進めています。



右画像：鉄道駅掲載の国土交通省キャンペーンポスター

【サービス介助士の資格取得の推進】

公共交通事業者において、高齢者や障がい者等を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を学び、相手に安心していただきながら手伝いのできる職員の育成に向けて「サービス介助士」の資格取得を推進しています。

【バスロケーションサービス等の提供】

阪急バス株式会社において、平成30(2018)年からバスの接近情報案内サービス（バスロケーションサービス）及びWEB延着証明サービスが提供されています。



右画像：阪急バス「接近情報検索」

【バリアフリー法第17条に基づく認定特定建築物】

バリアフリー法に基づき、特定建築物の計画が「建築物移動等円滑化基準」を超え、かつ、建築物移動等円滑化誘導基準に適合する場合に、建築主等は任意で所管行政庁の認定を受けることができます。本市では、平成25(2013)年以降、4件の建築物を認定しています。

1 バリアフリーに関する状況と課題

ページ数の削減・図の整理
《前回提出》

(3) アンケート調査結果

ア 調査の概要

バリアフリーマスタープランを策定するにあたり、バリアフリーに関する市民の意向を把握しました。

実施期間：令和 6(2024)年 5月 1日 ~ 6月 15日
配布数：下表のとおり
回収数：738票（郵送：668票 WEB：70票）

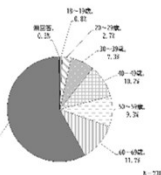
対象者	配布数	配布方法
一般（18歳以上の市民から無作為抽出）	995票	郵送
一般（Web）	—	ホームページ公表
障がい者団体	168票	手渡し 又はメール等
高齢クラブ	520票	
乳幼児のいる保護者	111票	
配布合計	1,794票	—

イ 調査の結果

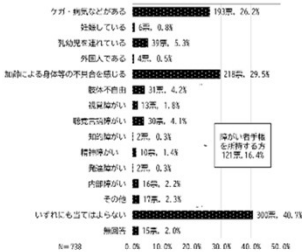
【回答者情報】

回答者の状況として、60歳以上の年齢の方は約69.4%（図：回答者の年代）、障がい者手帳を所持する方は、16.4%（図：回答者の状況）となっています。

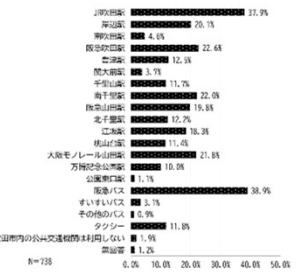
一方、回答者の状況で、いずれにも当てはまらない方（図：回答者の状況）は約40.7%となっています。
また、市内の公共交通機関を利用される方（図：利用する公共交通機関）が約96.9%となっています。



図：回答者の年代



図：回答者の状況



図：利用する公共交通機関

(3) アンケート調査結果

ア 調査の概要

バリアフリーマスタープランを策定するにあたり、バリアフリーに関する市民の意向を把握しました。

実施期間：令和 6(2024)年 5月 1日 ~ 6月 15日
配布/回収数：配布1,794票 / 回収767票（郵送：693票 WEB：74票）

表：配布の状況

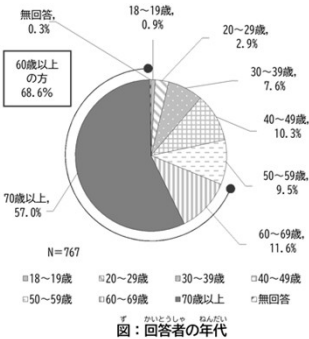
対象者	配布数	配布方法
一般（18歳以上の市民から無作為抽出）	995票	郵送
一般（Web）	—	ホームページ公表
障がい者団体	168票	手渡し 又はメール等
高齢クラブ	520票	
乳幼児のいる保護者	111票	
配布合計	1,794票	—

イ 調査の結果

【回答者情報】

回答者の状況として、60歳以上の年齢の方は約68.6%となっています。

障がい者手帳を所持する方は、16.4%（次頁図）となっています。
一方、回答者の状況で、いずれにも当てはまらない方は約40.5%となっています。



図：回答者の年代

音声コード
作成予定

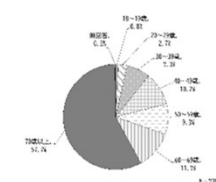
1 バリアフリーに関する状況と課題

ページ数の削減・図の整理

《前回提出》

【回答者情報】

また、市内の公共交通機関を利用される方(図:利用する公共交通機関)が約 96.9%となっています。



図：回答者の年代



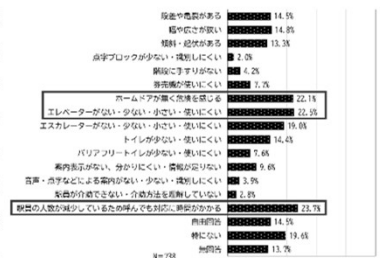
図：回答者の状況



図：利用する公共交通機関

鉄道・モノレール駅

に関するお困りごとは「駅員の人数が減少しているため呼んでも対応に時間がかかる」が最も多く、次いで「エレベーターがない・少ない・小さい・使いにくい」、「ホームドアが無く危険を感じ



N=738 0.08

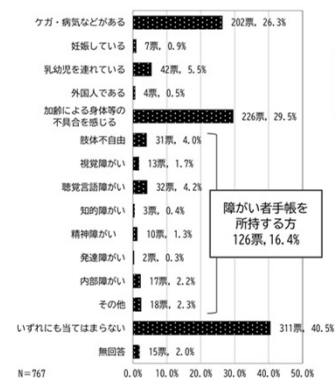
道路に関するお困り

ごとは「段差や亀裂がある」が最も多く、次いで「幅や広さが狭い」、「傾斜・起伏がある」が多くなっています。

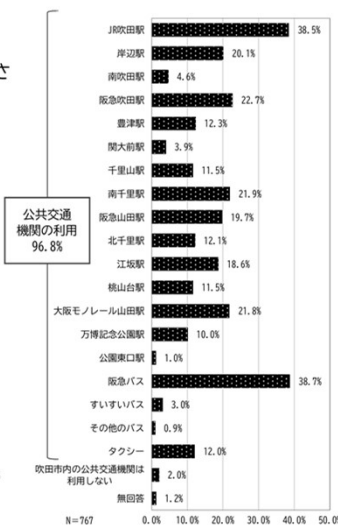


N = 738

また、市内の公共交通機関こうきょうこうつうきかんを利用さりようれる方かたが約96.8%となっています。



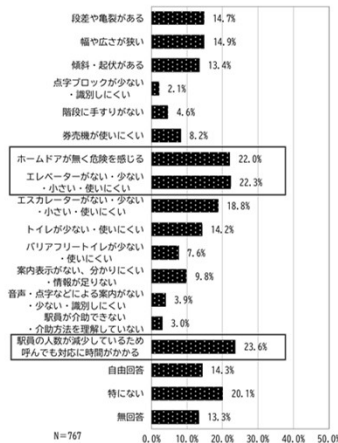
ず かいとうしゃ じょうきょう
図：回答者の状況



図・利用する公共交通機関

てつどう えき かん こま
【鉄道・モノレール駅に関する困りごと・気づき】

鉄道・モノレール駅に関するお
こま 是(これ)さん にな(なる)ず げんし(げんし)ょう
困(こ)りごとは「駅員(えきいん)の人数(にんずう)が減少(げんじょう)し
ているため呼(よ)んでも対(たい)応(おう)に時(とき)間(かん)
かか(か)る」が最(も)多(た)く、次(つぎ)で「エレ
ベーターがな(な)い・少(すく)ない・小(ち)さい・
使(つか)いにく(にく)い」、「ホムドア(ホームドア)がな(な)く
危(き)険(けん)を感(かん)じ(る)」が多(おほ)くなっ(な)っていま
す。



図：鉄道・モノレール駅に
関する困りごと・気づき

1 バリアフリーに関する状況と課題

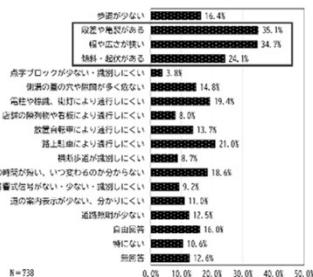
ページ数の削減・図の整理

《前回提出》

鉄道・モノレール駅に関するお困りごとは「駅員の人数が減少しているため呼んでも対応に時間がかかる」が最も多く、次いで「エレベーターがない・少ない・小さい・使いにくい」、ホームドアが無く危険を感じ



道路に関するお困り
ごとは「段差や亀裂があ
る」が最も多く、次いで
「幅や広さが狭い」、傾
斜・起伏がある」が多く
なっています。

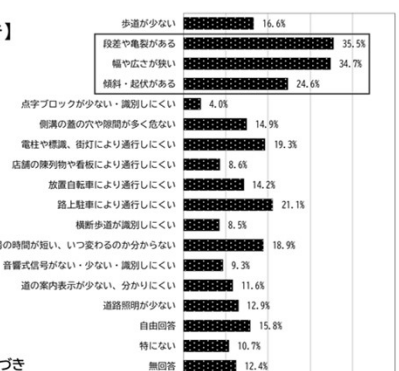


「困りごと・気づき」に関する自由回答の要旨を以下に整理します。

区分	主な意見内容
鉄道駅・モノレール	・エレベーター、エスカレーターの設置（バリアフリー経路が遠回り等） ・バリアフリートイレの設置、改善（大型介助ベッド設置等） ・プラットホームの改善（可動式ホーム柵、ホームと車両の隙間改善） ・休憩場所（ベンチ）の設置 ・駅の無人化に関する意見 等
バス・バス停	・バス停へのベンチ、上屋設置 ・バスの運転、その他運転手対応に関する意見 ・運行状況に関する意見（便を増やしてほしい等） 等
道路	・歩道環境の改善（幅員、段差、側溝、横断歩道のたまり場） ・支障物の撤去（電柱、沿道店舗のごみ箱、雑草・樹木の剪定） ・信号機の設置、青信号時間の改善 ・自転車等の走行マナー ・路切の点字舗装 ・駅前広場への障がい者用乗降スペース確保
公園	・出入口の改善（ベビーカー・車いすが通れるように） ・園路の改善（舗装、傾斜、段差等） ・遊具、トイレ等の設置、改善 ・利用マナーに関する意見（自転車走行、ごみ、喫煙等） ・雑草、樹木等の選定 等
施設	・既存施設のバリアフリー化要望（学校・避難所へのエレベーター設置等） ・施設の窓口におけるバリアフリー対応（手話等） ・障がい者用の駐車スペース確保 ・小規模店舗等における通路幅 等

道路に関するお困りごとは

「^{だんさ}段差や^{きれつ}亀裂がある」が最も多く、次いで「^{はば}幅や^{ひろ}広さが狭い」、^{けいしや}傾斜・^{きふく}起伏がある」が多くなっています。



右図：道路に関する困りごと・気づき

【^た ^{こうえん} ^{しせつ} ^ば ^{すていとう} ^{かん} ^{こま} ^き その他の公園、施設、バス停等に関する困りごと・気づき】

「^{こま}困りごと・^き気づき」に関する^{かん}自由回答の^{じゅうかいどう}要旨を^{ようし}以下に^{いか}整理します。^{せいり}

区分	主な意見内容	区分	主な意見内容
鉄道駅・モノレール	- エレベーター、エスカレーターの設置 - バリアフリー経路が迂回する - バリアフリートイレの設置、改善 - 大型介助ベッド設置等 - プラットフォームの改善 - 可動式ホーム柵、ホームと車庫間の隙間改善 - 休憩場所（ベンチ）の設置 - 駅の無人化に関する意見 等	バス・バス停	- バス停へのベンチ、上屋設置 - バスの運搬、その他転輸手対応に関する意見 - 運行状況に関する意見 - 便を増やしてほしい等 等
道路	- 歩道環境の改善 （幅員、段差、側溝、横断歩道のたまり場） - 支障物の撤去 （電柱、沿道店舗のこみね、雑草・樹木の剪定） - 信号機の設置、青信号時間の改善 - 自転車等の走行マナー - 路地の点字舗装 - 駅前広場への障がい者用乗降スペース確保	公園	- 出入口の改善 （ベビーカー・車いすが通れるように） - 遊具の設置（遊具、砂場、段差等） - 遊具、トイレ等の設置、改善 - 利用マナーに関する意見 （自転車走行、こみ、喫煙等） - 雑草、樹木等の剪定 等
		施設	- 既存施設のバリアフリー化要望 （学校・遊樂所へのエレベーター設置等） - 施設の窓口におけるバリアフリー対応（手話等） - 障がい者の駐車スペース確保 - 小規模店舗等における通路幅 等

音声コード
作成予定

修正内容の説明

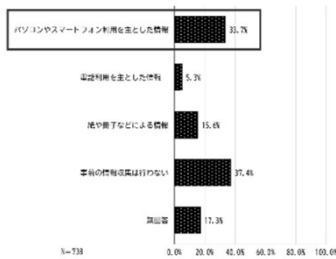
1 バリアフリーに関する状況と課題

ページ数の削減・図の整理

《前回提出》

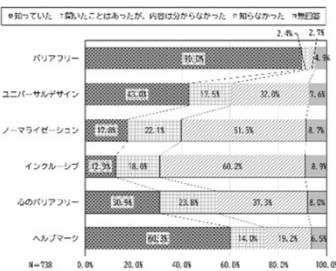
【バリアフリー情報の収集方法】

バリアフリー情報の収集方法は「パソコンやスマートフォン利用を主とした情報」が最も多くなっています。



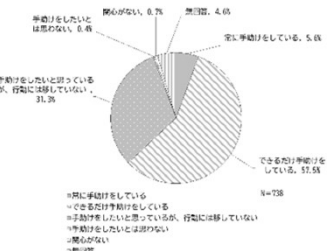
【バリアフリーに関する用語の認知度】

バリアフリーに関する用語の認知度は、「インクルーシブ」が最も低く、次いで「ノーマライゼーション」、「心のバリアフリー」が低くなっています。



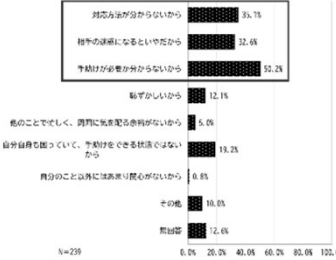
【困っている方を見かけた時の行動】

困っている方を見かけた時の行動は、「できるだけ手助けしている」が最も多く、次いで「手助けしたいと思っているが、行動に移していない」が多くなっています。



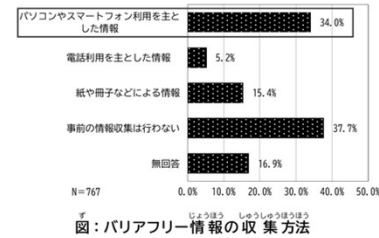
【困っている方を見かけた時に手助けしない理由】

困っている方を見かけた時に手助けしない理由は、「手助けが必要かわからないから」が最も多く、次いで「対応方法が分からないから」、「相手の迷惑になるといやだから」が多くなっています。



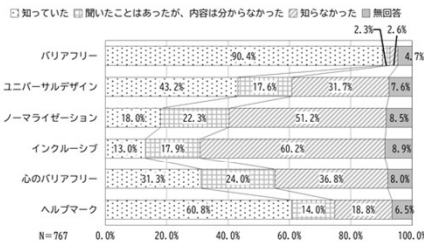
【バリアフリー情報の収集方法】

バリアフリー情報の収集方法は「パソコンやスマートフォン利用を主とした情報」が最も多くなっています。



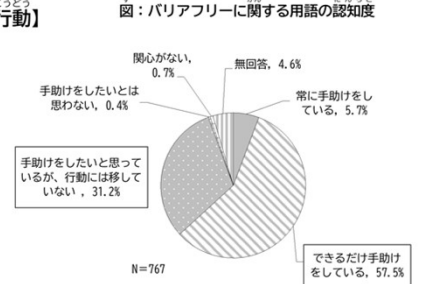
【バリアフリーに関する用語の認知度】

バリアフリーに関する用語の認知度は、「インクルーシブ」が最も低く、次いで「ノーマライゼーション」、「心のバリアフリー」が低くなっています。



【困っている方を見かけた時の行動】

困っている方を見かけた時の行動は、「できるだけ手助けしている」が最も多く、次いで「手助けしたいと思っているが、行動に移していない」が多くなっています。



図：困っている方を見かけたときの行動

音声コード
作成予定

修正内容の説明

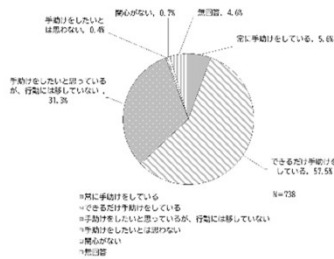
1 バリアフリーに関する状況と課題

ページ数の削減・図の整理

《前回提出》

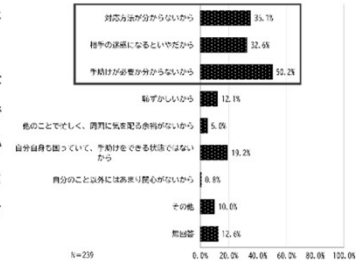
【困っている方を見かけた時の行動】

困っている方を見かけた時の行動は、「できるだけ手助けしている」が最も多く、次いで「手助けしたいと思うが、行動に移していない」が多くなっています。



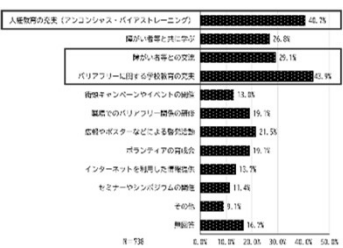
【困っている方を見かけた時に手助けしない理由】

困っている方を見かけた時に手助けしない理由は、「手助けが必要かわからないから」が最も多く、次いで「対応方法が分からないから」、「相手の迷惑になるといふから」が多くなっています。



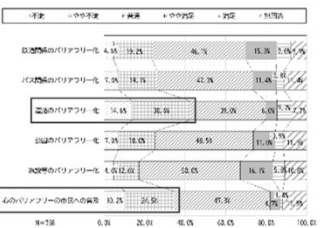
【心のバリアフリーの推進に必要なと思う取組】

心のバリアフリーの推進に必要なと思う取り組みは、「人権教育の充実」が最も多く、次いで「障がい者との交流」、「バリアフリーに関する学校教育の充実」が多くなっています。



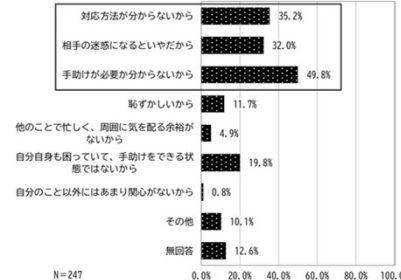
【バリアフリー状況の満足度】

不満、やや不満と答えた割合は、「道路のバリアフリー化」が最も多く、次いで「心のバリアフリー化」が多くなっています。



【困っている方を見かけた時に手助けしない理由】

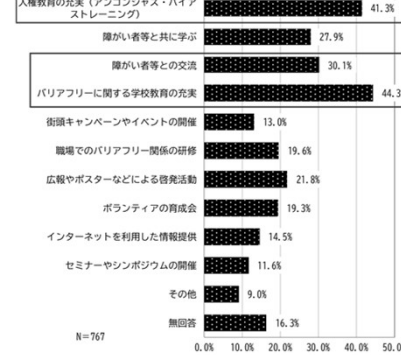
困っている方を見かけた時に手助けしない理由は、「手助けが必要かわからないから」が最も多く、次いで「対応方法が分からないから」、「相手の迷惑になるといふから」が多くなっています。



図：手助けをしない理由

【心のバリアフリーの推進に必要なと思う取り組み】

心のバリアフリーの推進に必要なと思う取り組みは、「バリアフリーに関する学校教育の充実」が最も多く、次いで「人権教育の充実」、「障がい者との交流」が多くなっています。



図：心のバリアフリーの推進に必要なと思う取り組み

音声コード
作成予定

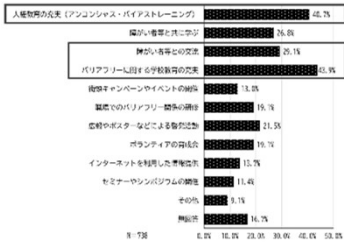
1 バリアフリーに関する状況と課題

ページ数の削減・図の整理

《前回提出》

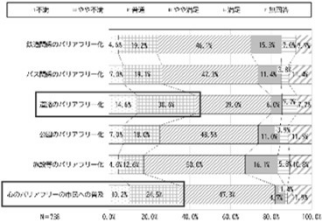
【心のバリアフリーの推進に必要だと思う取組】

心のバリアフリーの推進に必要だと思う取組みは、「人権教育の充実」が最も多く、次いで「障がい者との交流」、「バリアフリーに関する学校教育の充実」が多くなっています。



【バリアフリー状況の満足度】

不満、やや不満と答えた割合は、「道路のバリアフリー化」が最も多く、次いで「心のバリアフリー化」が多くなっています。



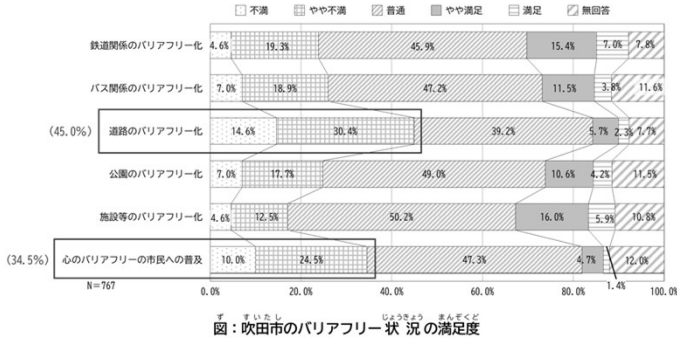
【バリアフリー施策に関するご意見、ご提案】

バリアフリー施策に関する主な意見内容を以下に整理します。

区分	主な意見内容
施設・経路整備	・歩車分離（歩道設置）、歩道の改善 ・既存施設のバリアフリー化 等
交通機関・手段	・介護タクシーの充実 ・公共交通の充実
教育啓発	・子どもたちへのバリアフリー教育の推進 ・市職員への教育（手話等） ・ボランティアの育成 ・施設等の利用マナーの啓発、ポスター掲示、デジタルサイネージ ・だれも見える、出会う方法での啓発（市報すいた、地域回覧板等） ・バリアフリー化の経過、結果を市民へ広報 等
調査・検討段階における対応	・徹底した現地調査 ・市民、当事者への意見聴取 ・施設改善に向けた管理者と地域住民等のコミュニケーションの場の設置 ・事業者との連携 等
その他	・障がい者差別解消に向けた取り組みの推進 ・カタカナ用語をわかりやすく ・危険箇所や要望の通報及び対応窓口を一元化 ・要望への対応状況を返信してほしい

【バリアフリー状況の満足度】

不満、やや不満と答えた割合は、「道路のバリアフリー化」が最も多く、次いで「心のバリアフリーの市民への普及」が多くなっています。



【バリアフリー施策に関するご意見、ご提案】

バリアフリー施策に関する主な意見内容を以下に整理します。

区分	主な意見内容	区分	主な意見内容
施設・経路整備	・歩車分離（歩道設置）、歩道の改善 ・既存施設のバリアフリー化 等	調査・検討段階における対応	・徹底した現地調査 ・市民、当事者への意見聴取 ・施設改善に向けた管理者と地域住民等のコミュニケーションの場の設置 ・事業者との連携 等
交通機関・手段	・介護タクシーの充実 ・公共交通の充実	その他	・障がい者差別解消に向けた取り組みの推進 ・カタカナ用語をわかりやすく ・危険箇所や要望の通報及び対応窓口を一元化 ・要望への対応状況を返信してほしい
教育啓発	・子どもたちへのバリアフリー教育の推進 ・市職員への教育（手話等） ・ボランティアの育成 ・施設等の利用マナーの啓発、ポスター掲示、デジタルサイネージ ・だれも見える、出会う方法での啓発（市報すいた、地域回覧板等） ・バリアフリー化の経過、結果を市民へ広報 等		

1 バリアフリーに関する状況と課題

吹田市手話言語条例の説明を追加

《前回提出》

ウ その他の法令等の施行・改正

法令等	内容
障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	障がいのある人への「差別の禁止」と「合理的配慮」について定められており、令和3（2021）年の法改正で行政関係機関のみならず民間事業者に対しても合理的配慮が義務化（令和6(2024)年4月から施行）されました。
ユニバーサル社会実現推進法 (ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律)	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成 30（2018）年 12 月に制定されました。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって共生社会の実現に資することを目的として令和 4（2022）年 5 月に施行されました。

ウ その他の法令等の施行・改正

法令等	内容
障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	障がいのある人への「差別の禁止」と「合理的配慮」について定められており、令和3（2021）年の法改正で行政関係機関のみならず民間事業者に対しても合理的配慮が義務化（令和6(2024)年4月から施行）されました。
ユニバーサル社会実現推進法 (ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律)	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成 30（2018）年 12 月に制定されました。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって共生社会の実現に資することを目的として令和4（2022）年5月に施行されました。
吹田市手話言語条例 (吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例)	手話が言語のひとつであることの理解と手話の普及を促進するとともに、障がい者が情報を取得しやすく、視覚や聴覚など個々の障がいに合ったコミュニケーションの手段を容易に利用できる環境整備の推進を目的として令和5（2023）年12月に施行されました。

2 移動等円滑化促進地区の設定

意見を踏まえた追記

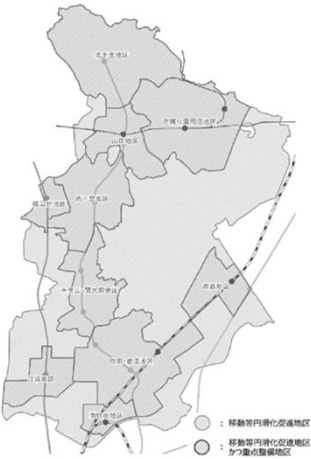
《前回提出》

(2) 移動等円滑化促進地区の考え方

本市の特徴は、市内全域が人口集中地区（DID）であり、都市計画法に定める市街化区域として、都市計画施設や市街地開発事業等のまちづくりを進めています。また、鉄道駅15駅、バス停留所300箇所余りは、これらの駅勢圏等で市全域をほぼカバーしており、市内に満遍なく点在する公共施設や利便施設への移動の起点となっています。

本マスタープランは、これまで取り組んできた鉄道駅を中心とした重点整備地区におけるバリアフリー化に加え、幹線道路の連続性に配慮したバリアフリー化を推進します。

特に幹線道路沿いのバス停留所を起点として経路のネットワーク化を図ります。さらにこれらの幹線道路から各生活関連施設を結ぶことにより市内全域のバリアフリー化を目指します。



2 移動等円滑化促進地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区とは

移動等円滑化促進地区は、本市がバリアフリー化を推進するために方針を設定する地区となります。またバリアフリー法においては、右記の定義がなされています。

【バリアフリー法第2条第1項第23号より抜粋】
・生活関連施設相互の移動が通常徒歩で行われる地区
・一般交通の用に供する施設について移動等円滑化を促進することが特に必要である地区
・移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

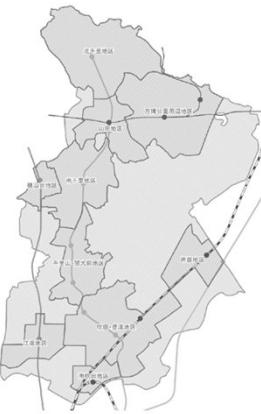
(2) 移動等円滑化促進地区の考え方

本市の特徴は、市内全域が人口集中地区（DID）であり、都市計画法に定める市街化区域として、都市計画施設や市街地開発事業等のまちづくりを進めています。また、鉄道駅15駅、バス停留所300箇所余りは、これらの駅勢圏等で市全域をほぼカバーしており、市内に満遍なく点在する公共施設や利便施設への移動の起点となっています。

本マスタープランは、これまで取り組んできた鉄道駅を中心とした重点整備地区におけるバリアフリー化に加え、全市域を移動等円滑化促進地区とし、幹線道路の連続性に配慮したバリアフリー化を推進します。

特に幹線道路沿いのバス停留所を起点として経路のネットワーク化を図ります。さらにこれらの幹線道路から各生活関連施設を結ぶことにより市内全域のバリアフリー化を目指します。

○：移動等円滑化促進地区
●：移動等円滑化促進地区かつ重点整備地区



音声コード
作成予定

3 バリアフリー化に関する方針

基本理念への（こころ）の追記

《前回提出》

本市では、これまで市全域のバリアフリー化推進に関わる基本理念、基本方針を設定し、バリアフリー化を進めてきました。本マスタープランにおいても、基本理念を引き継ぎ「だれもがやさしくなれる吹田のまちづくりーバリアのない交通・まち・ひと・しくみー」を目指します。

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
ーバリアのない交通・まち・ひと・しくみー

ひと（こころ）の基本方針の修正

《前回提出》

ひと（こころ）
心のバリアフリーの普及啓発活動の推進

3 バリアフリー化に関する方針

(1) 基本理念

本市では、これまで市全域のバリアフリー化推進に関わる基本理念、基本方針を設定し、バリアフリー化を進めてきました。本マスタープランにおいても、基本理念を引き継ぎ「だれもがやさしくなれる吹田のまちづくりーバリアのない交通・まち・ひと（こころ）・しくみー」を目指します。

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
ーバリアのない交通・まち・ひと（こころ）・しくみー

(2) 基本方針

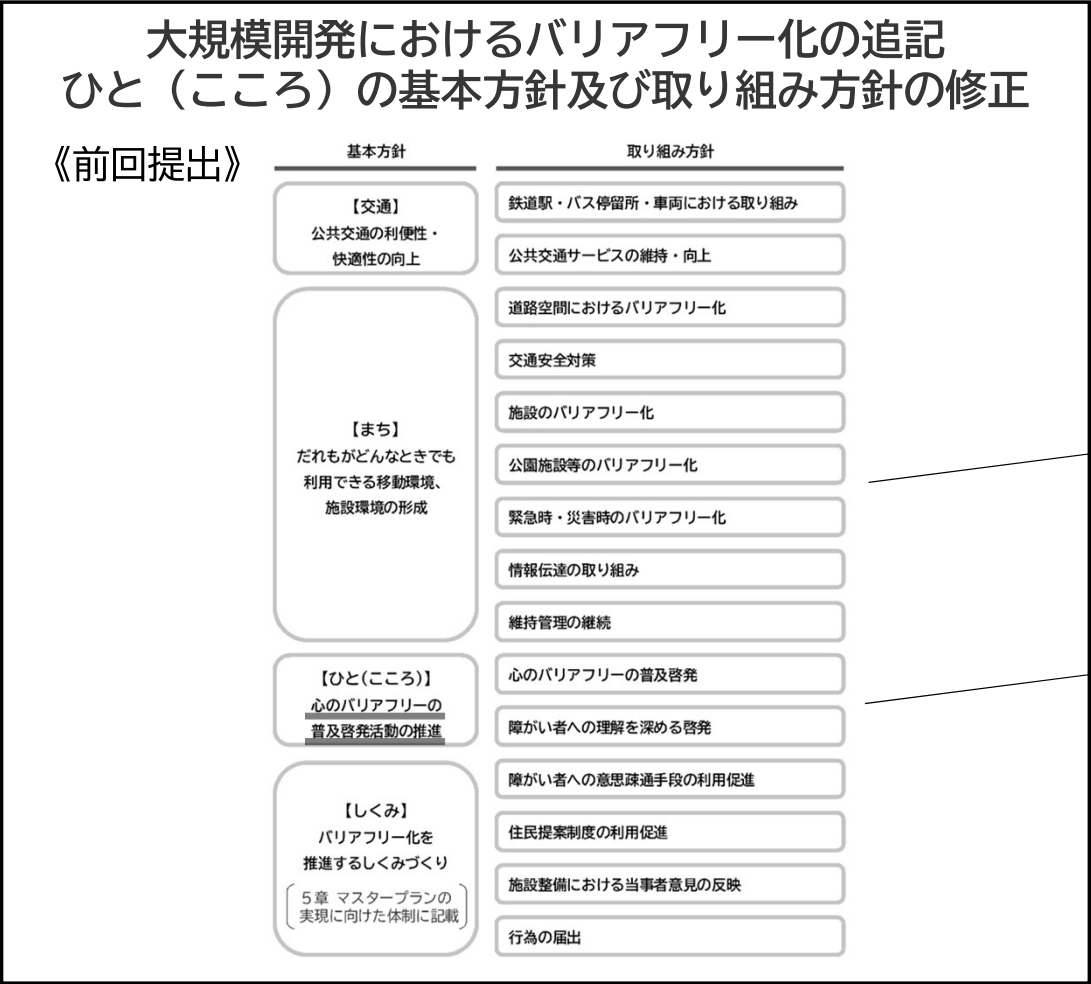
基本方針は、基本理念の副題にある「交通」「まち」「ひと（こころ）」「しくみ」の視点から、それぞれ方針を設定します。

- 交通 公共交通の利便性・快適性の向上
- まち だれもがどんなときでも利用できる移動環境、施設環境の形成
- ひと お互いの個性や多様性が理解尊重され、誰もが共感と思
- （こころ） いやりをもった共生社会づくりが実践できる理解の促進
- しくみ バリアフリー化を推進するしくみづくり

音声コード
作成予定

修正内容の説明

3 バリアフリー化に関する方針



(5) バリアフリー化に向けた取り組み方針

基本方針に掲げた4つのテーマをもとに具体的な取り組み方針を設定します。なお、「バリアフリー化を推進するしくみづくり」については、5章 マスタープランの実現に向けた体制に記載します。

基本方針	取り組み方針
【交通】 公共交通の利便性・ 快適性の向上	鉄道駅・バス停留所・車両における取り組み 公共交通サービスの維持・向上 道路空間におけるバリアフリー化 交通安全対策 施設のバリアフリー化 公園施設等のバリアフリー化 大規模開発におけるバリアフリー化 緊急時・災害時のバリアフリー化 情報伝達の取り組み 維持管理の継続
【まち】 だれもがどんなときでも 利用できる移動環境、 施設環境の形成	バリアフリーに関する教育活動の推進 心のバリアフリーの普及啓発 (障がい者理解へ向けた啓発の推進) 障がい者への意思疎通手段の利用促進 住民提案制度の利用促進 施設整備における当事者意見の反映 行為の届出
【ひと（こころ）】 お互いの個性や多様性が理解 尊重され、誰もが共感と思い やりをもった共生社会づくり が実践できる理解の促進	
【しくみ】 バリアフリー化を 推進するしくみづくり 〔5章 マスタープランの実 現に向けた体制に記載〕	

3 バリアフリー化に関する方針

事例写真の追加

《前回提出》

○ 関連する補助制度

- ・吹田市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金
- ・吹田市鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業補助金

○ これまでの整備事例

《エレベーター・エスカレーター・多機能トイレ等設置（桃山台駅）》



《可動式ホーム柵設置（万博記念公園駅・公園東口駅・江坂駅）》



ア 公共交通の利便性・快適性の向上

（ア）鉄道駅

鉄道駅については、事業者による独自の取り組みや吹田市バリアフリー基本構想の取り組みにより、一定のバリアフリー化がなされています。

今後は更なる施設のバリアフリー化に向けて、バリアフリールートの実数化やエレベーターかごの大型化・複数化、トイレ機能の分散配置、可動式ホーム柵の設置、無人駅における対応等を推進します。

○ 関連する補助制度

- ・吹田市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金
- ・吹田市鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業補助金

○ これまでの整備事例

《エレベーター・エスカレーター・バリアフリートイレ等設置（桃山台駅）》



《可動式ホーム柵設置（万博記念公園駅・公園東口駅・桃山台駅）》



《ホームと車両間の段差・隙間解消（桃山台駅・万博記念公園駅）》



音声コード
作成予定

修正内容の説明

3 バリアフリー化に関する方針

ページ数の削減・図の整理

《前回提出》

(イ) バス停留所

市内には 300 あまりのバス停留所があり、その中にはベンチや上屋が整備されていない箇所もあります。

これまで、市内バス停において行うベンチや上屋の設置費用に対し、事業者に補助金を交付するなどして、環境改善に取り組んできました。

今後も、利用者の安全かつ快適に利用できる空間づくりに向けて、市の事業も含めてバス停へのベンチや上屋の整備を推進します。

○ 関連する補助制度

- ・吹田市バス利用環境改善促進等事業費補助金

○ 近年の整備事例



写真：JR 岸部駅北口（③のりば）



写真：佐竹台 6 丁目（西行）

(ウ) 車両

これまで、各事業者によりノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの導入が進められてきました。今後も引き続き、だれもが移動しやすい環境を整備するため、乗降の負担を軽減するノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。

○ 関連する補助制度

- ・吹田市ノンステップバス購入事業補助金

○ 導入事例

《阪急バス：ノンステップバス車両導入》

阪急バスでは、令和 6 年 1 月末時点において、吹田市内を運行するバスのうち、76%（73 台）をノンステップバスとしています。



(イ) バス停留所

市内には 300 あまりのバス停留所があり、その中にはベンチや上屋が整備されていない箇所もあります。

これまで、市内バス停において行うベンチや上屋の設置費用に対し、事業者に補助金を交付するなどして、環境改善に取り組んできました。今後も、利用者の安全かつ快適に利用できる空間づくりに向けて、バス停の利用状況及び道路状況などを踏まえ、バス停への上屋、ベンチなどの設置を推進します。

○ これまでの整備事例



JR 岸部駅北口

○ 関連する補助制度

- ・吹田市バス利用環境改善促進等事業費補助金

(ウ) 車両

これまで、各事業者によりノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの導入が進められてきました。今後も引き続き、だれもが移動しやすい環境を整備するため、乗降の負担を軽減するノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。

○ 関連する補助制度

- ・吹田市ノンステップバス購入事業補助金

○ 導入事例

《阪急バス：ノンステップバス車両導入》

阪急バスでは、令和 6 年 3 月末時点において、吹田市内を運行するバスのうち、94%（75 台）をノンステップバスとしています。



修正内容の説明

3 バリアフリー化に関する方針

図・補足の追加
(図の追加により、より分かりやすい計画へと修正)

(エ) 公共交通サービスの維持・向上

市民・交通事業者・行政が共に支える、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを実現するため、「吹田市公共交通維持・改善計画」を策定し、バス路線の見直しなど、公共交通サービスの維持向上を推進していきます。

今後の計画推進にあたっては、市民・交通事業者・学識経験者・関係行政機関からなる「吹田市地域公共交通協議会」により情報の共有等を行いながら、継続的に事業へ取り組みます。



図：吹田市地域公共交通協議会の体制

吹田市公共交通維持・改善計画マスタープランの概要

■計画の概要

市民・交通事業者・行政が共に支える、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの実現を目的とした計画

■計画期間

令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）

■基本方針と具体的な取組

方針1	公共交通サービスの維持・充実とPRによる利用促進	・公共交通サービスの維持・向上 ・運行情報の提供 ・利用サービスの提案 ・安全な公共交通事業の推進
方針2	市民・利用者に寄り添う利便性の高い公共交通ネットワークの形成	・バス路線の見直し ・交通結節点の機能向上 ・地域コミュニティ交通の創出
方針3	共に支え、将来に向けた持続可能な仕組みづくり	・公共交通の魅力の発信 ・担い手の確保 ・次世代交通システムの積極導入

■基本理念

いまある公共交通を守り、多様な手段と連携し、みんなで支え未来へつなぐ公共交通

音声コード
作成予定

修正内容の説明

3 バリアフリー化に関する方針

事例写真の追加

《前回提出》

○ 近年の整備事例

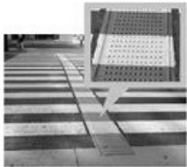
○ 取り組みの参考

右図：エスコートゾーンの例

出典：警察庁「平成 25 年 警察白書」p158

下図：新たな信号機(高度化 PICS)

出典：警察庁「令和 5 年 警察白書」p163



【交差点のバリアフリー整備の実施】

これまで、新たに整備する路線や生活関連経路上の交差点におけるバリアフリー化を推進してきました。今後とも、交差点のバリアフリー化として、歩車道境界の段差構造を改善するほか、音響式、残り時間表示式信号機等のバリアフリー対応信号機のさらなる導入や、新たにエスコートゾーンの設置を推進します。

○ 近年の整備事例（横断歩道との切下部の改良）



南千里駅高野線



江の木町 4号線

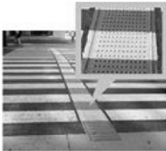
○ 取り組みの参考

右図：エスコートゾーンの例

出典：警察庁「平成25年 警察白書」p158

下図：新たな信号機(高度化PICS)

出典：警察庁「令和5年 警察白書」p163



音声コード
作成予定

3 バリアフリー化に関する方針

事例写真の追加・ページ数の削減

《前回提出》

(イ) 交通安全対策の推進

本市では、生活道路における通過交通の抑制、ゾーン30による交通安全対策、違法駐車・放置自転車への対応など、安全な交通環境の整備を推進しています。今後とも取り組みを継続するとともに、歩行者の横断禁止場所での横断の防止に関する広報・啓発活動を行います。

(ウ) 施設のバリアフリー化の推進

【公共施設のバリアフリー化の推進】

本市では「吹田市公共施設等総合管理計画」及び「吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画」に基づき、公共施設の建替え・再編・改修等を進めています。

施設の建替えや改修（大規模修繕）にあたっては、障がいの有無にかかわらず、だれもが快適に施設を利用できるよう、段差解消やバリアフリースイールの設置などバリアフリー化を推進します。

○ 近年の整備事例

《吹田市文化会館（令和2年度改修）》



《東山田小学校（令和5年度昇降機設置）》



(イ) 交通安全対策の推進

これまで、生活道路における通過交通の抑制、ゾーン30による交通安全対策、違法駐車・放置自転車への対応など、安全な交通環境の整備を推進しています。

今後とも取り組みを継続するとともに、歩行者の横断禁止場所での横断の防止に関する広報・啓発活動を行います。



自転車放置防止指導



放置自転車の撤去

(ウ) 施設のバリアフリー化の推進

【公共施設のバリアフリー化の推進】

「吹田市公共施設等総合管理計画」

及び「吹田市公共施設（一般建築物）

個別施設計画」に基づき、公共施設

の建替え・改修等を進めています。

施設の新設や改修にあたっては、

障がいの有無にかかわらず、だれも

が快適に施設を利用できるよう、

段差解消やバリアフリースイールの

設置などバリアフリー化を推進しま

す。

○ 近年の整備事例



吹田市文化会館（令和2年度改修）



東山田小学校（令和5年度昇降機設置）

修正内容の説明

3 バリアフリー化に関する方針

施設のバリアフリー化に関する事例の追加
(計画本文で触れられていない、配慮すべき事柄
を事例として整理しています。)

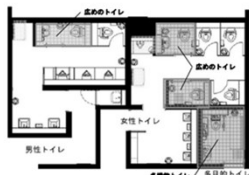
○ 施設のバリアフリー化に関するその他の参考例

《 トイレの機能分散 》

これまで、車いす使用者用トイレ内にオストメイト対応設備やおむつ替えシートを設置するなどした多機能トイレが整備されてきました。しかし、多機能トイレ1か所のみに多くの設備を詰め込んだ施設が多く、利用集中が進むこととなりました。

多様化する利用者の特性や人数を踏まえた適切なトイレを整備するため、多機能トイレへの利用集中を分散させることが求められており、公共施設整備において率先して対応します。

出典：国土交通省「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究 報告書」



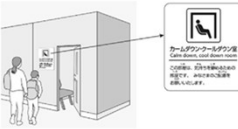
《 【紹介】パーキングパーミット制度 》

本制度は、障害者等用駐車区画の利用対象者を限定し、対象者に利用証を交付するものです。大阪府では車いすを常時使用される方、車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方を対象とした2種類の利用証を発行しています。



《 【紹介】カームダウン・クールダウンスペース(室)について 》

発達障害や知的障害、精神障害、認知症の方などが、慣れない移動や人混み、周囲の視線・音・光等の混在により不安やストレスを感じた際に、気持ちを落ち着かせたり、パニックを未然に防ぐためのスペースです。



出典：(公財)交通エコロジー・モビリティ財団「カームダウン・クールダウンについて」

音声コード
作成予定

修正内容の説明

3 バリアフリー化に関する方針

事業者への働きかけに関する参考事例の追加
(本文の補足・図の追加により、より分かりやすい計画へと修正)

【民間施設のバリアフリー化の推進】
これまで、施設の新築時においては、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき整備における助言やバリアフリー法による認定を推進してきました。
今後とも、民間事業者へ施設のバリアフリー化に関する啓発を行うとともに、既存施設に関しては、主要な施設を生活関連施設として設定し、バリアフリー化事業の実施を働きかけます。

○ 参考となる取り組みの紹介（事業者への働きかけ）
《施設のバリアフリー化や接遇に関する参考資料》
国土交通省では、小規模店舗の事業者・従業員の方に向けてだれもが利用しやすいお店をつくるためのリーフレットを作成しています。また、大阪府では、大阪府障がい者差別解消ガイドラインとして、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等を記載したガイドラインを策定しています。このような資料を必要に応じて事業者への働きかけに活用します。

修正内容の説明

3 バリアフリー化に関する方針

大規模開発におけるバリアフリー化の推進を追加

取り組み例として、災害時要支援者避難支援ハンドブックの写真を追加

(オ) 大規模開発におけるバリアフリー化の推進

大規模開発におけるバリアフリー化については、移動等円滑化基準等に則った整備を実施させるとともに、令和4（2022）年度からは、「吹田市環境影響評価審査会」にバリアフリーを専門とする学識経験者を新たに委員に加え、吹田市環境まちづくり影響評価条例の対象事業に対し、必要な技術的助言を行い、バリアフリーに係る整備等を自ら実施するよう誘導しています。

(カ) 緊急時・災害時におけるバリアフリー化の推進

災害時は、身体機能の制約がある方や情報の取得や理解が困難である方（災害時要支援者）にとって、非常にリスクが高くなります。このため、本市

では「吹田市地域防災計画」及び「災害時要支援者支援事業」に基づき、災害時要支援者への対策を実施しています。

関連する主な対策として、避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化などのハード面の整備に加え、自治会や自主防災組織などとの連携による安否確認や避難誘導、防災訓練等の実施、ハザードマップ等による啓発といったソフト対策を進めており、今後とも事前防災の充実に取り組みます。



災害時要支援者避難支援ハンドブック

修正内容の説明

3 バリアフリー化に関する方針

コミュニケーション・援助支援の参考例を追加

ページ数の削減（ページ詰め）

(キ) 情報伝達の取り組み推進

【情報アクセス環境の整備】

「公共サインガイドライン」を定め、だれもが情報を得ることができるための音声・音響案内、ピクトサイン、カラーバリアフリー、多言語表記等の整備水準を整理しています。

本ガイドラインによる施設や案内の改善を進め、情報アクセス環境の整備を引き続き推進します。また、窓口での対応、会議、イベント等の開催における情報端末やアプリケーションの活用など、来訪者・参加者の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施します。

○ コミュニケーション・援助支援の参考例（コミュニケーションボード）

知的障害者や自閉症の人など、自分の気持ちを言葉

にできない、言葉が理解できない人もいます。そういった方でも、絵記号や写真等を用いて、自分の意思を指すだけで伝えることができます。コミュニケーションボードは、様々な自治体や商業施設などに導入されています。場面に応じていくつかのパターン（鉄道駅用、お店用など）が準備されています。

公共交通機関におけるコミュニケーション支援ボード（（公財）交通エコロジー・モビリティ財団）→ http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/comboard/comboard_top.html

出典：国土交通省「発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」



【バリアフリーマップの作成】

多様な個性の人々が外出する際に役立つ、施設や経路等のバリアフリー情報を整理したバリアフリーマップを作成します。作成にあたっては、掲載内容やICT（情報通信技術）の活用による提供方法など、だれもが便利に利用できる情報取得の方法を検討します。

音声コード
作成予定

修正内容の説明

3 バリアフリー化に関する方針

《前回提出》 取り組み方針の修正

ウ 心のバリアフリーの普及啓発活動の推進

吹田市地域自立支援協議会当事者会の追記 《前回提出》

【小学校等におけるバリアフリー教室の開催】

本市では、学校等からの希望に対して、社会福祉協議会・障がい当事者団体と協力してバリアフリー体験や講和等を実施しています。

今後は、市内の小学校でのバリアフリー教室（アイマスク体験、車いす体験、点字・手話学習、障がい当事者の講話等）の開催を検討します。

ウ お互いの個性や多様性が理解尊重され、誰もが共感と思いやりをもった共生社会づくりが実践できる理解の促進

(ア) バリアフリーに関する教育活動の推進

【小・中学校におけるインクルーシブ教育の推進】

東京大学大学院教育学研究科と連携(令和4(2022)年1月協定締結)し、「ともに学び、ともに育つ」教育理念の実現に向けてインクルーシブ教育の推進を図ります。

【小学校等におけるバリアフリー教室の開催】

学校等からの希望に対して、吹田市社会福祉協議会・吹田市地域自立支援協議会当事者会・その他障がい当事者団体等と協力してバリアフリー体験や講和等を実施しています。

今後とも関連団体等と協力してバリアフリー体験や講和等を実施するとともに、市内の小学校でのバリアフリー教室（アイマスク体験、車いす体験、点字・手話学習、障がい当事者の講話等）の開催を検討します。

○ 過去の取り組み

【福祉体験と講話】

対象：小学3年生6クラス 約180名
内容：障がい当事者による講話、アイマスク体験
講師/協力：障がい当事者、地区福祉委員会
所要時間：3日間（体験3時間、講話1時間×2回）

【実施のポイント】

体験だけでなく実際に講話を聴くことにより、より障がいについての理解を深めることができたと思います。
また、地元地区福祉委員会が体験のサポートをしたことで、地域内でのつながりを持つことができました。

出典：吹田市社会福祉協議会「地域とつながる福祉教育 申し込みの手引き」

令和5年度主な福祉教育の実践事例より抜粋



音声コード
作成予定

3 バリアフリー化に関する方針

写真の追加・参考となる取り組み紹介の追加

障害者差別解消法に関する研修の実施について追記 《前回提出》

【市職員向け研修の開催】

本市では、市職員を対象としたユニバーサルマナー研修や手話研修、人権研修等を実施しています。今後とも障がい者に対する理解を深めるため、研修等を継続して実施します。

【市民向け出前講座の開催】

これまで「障がい者への配慮」や「簡単な手話表現」などについて、市職員等が地域に出向き、わかりやすく伝える出前講座を実施しています。今後とも障がい者に対する理解を深めるため、講座等の実施を継続します。



バリアフリー出前講座

【市職員向け研修の開催】

これまで、市職員を対象としたユニバーサルマナー研修、手話研修や人権研修等を継続して実施しています。(また、令和5(2023)年度においては、障害者差別解消法が改正されたことに伴う研修を実施しました。)今後も引き続き障がい者に対する理解を深める研修を実施します。

○ 参考となる取り組みの紹介（障がい者を手助けする取り組み）

大阪市では、障がいのある人が困っているときなどに、日常生活の中でできる範囲で、一声かけるなどのちょっとした手助けや配慮を行う、「あいサポート運動」を推進しています。

本運動は、地域の誰もが障がいのあるかたと共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、研修を行い「あいサポーター」を育成しています。

平成21年に鳥取県で始まった本取り組みは、8県16市6町（令和6(2024)年6月時点）で連携して推進しています。



あいサポートバッジ

3 バリアフリー化に関する方針

取り組み例（図）の追加

(ウ) 障がい者の意思疎通手段の利用を促進する取り組み
令和5（2023）年に「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」を制定しました。本条例は手話への理解を促進し普及させるための施策のほか、障がい者が情報を取得しやすく、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策などを、市が方針を作成したうえで推進するよう定めたものです。

これまでの具体的な取り組みとして、筆談でコミュニケーションをする際のコツをまとめた「筆談のコツ」を作成・配布しているほか、手話通訳ボランティア養成のための「手話講習会」の実施や「手話を紹介する動画(you tube)」を公開しています。

このような取り組みを継続するとともに、障がい特性に応じ、手話を含む言語や、その他の様々なコミュニケーション手段が存在するとの認識に立ち、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発をさらに推進します。



障がい福祉室「筆談のコツ」

右図：手話を紹介する動画

	すいたん手話トライ〜レジャー編〜 YouTube・吹田市動画配信チャンネル 2024/03/27
	すいたん手話トライ〜手話クイズ初級編〜 YouTube・吹田市動画配信チャンネル 2024/05/29
	すいたん手話トライ〜色の表現と動物クイズ〜 YouTube・吹田市動画配信チャンネル 2024/02/28

音声コード
作成予定

修正内容の説明

4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

ページ数の削減（ページ詰め）

《前回提出》

なお、基本構想で指定した生活関連施設は、建築物特定事業の対象施設となりますが、特定事業計画の策定については、基本構想の改定段階において施設設置管理者と協議し、実現可能な項目については特定事業計画を位置づけバリアフリー化を推進していきます。

ウ 生活関連施設になり得る施設の抽出

本市では、以下の範囲を「生活関連施設になり得る施設」と考えます。

表：生活関連施設になり得る施設の考え方	
種類	生活関連施設になり得る施設
旅客施設等	全ての鉄軌道駅（JR / 阪急 / 大阪モノレール / 北大阪急行 / 大阪モノレール） バス停留所（阪急バス / 近鉄バス / すいすいバス）
建築物	官公署 市役所、出張所、保健所、税務署、その他（不特定多数の者が利用する施設）
	文化教養施設 博物館、図書館、コミュニティ施設
	学校施設 大学、短期大学、高等学校、公立中学校、公立小学校、特別支援学校、幼稚園（避難所指定）
	スポーツ施設 体育館、プール、競技場（公立のもの）
	医療保健施設 病院、休日急病診療所
	福祉施設 老人福祉センター・高齢者いこいの間、児童厚生施設（児童館）、障がい者福祉センター
	商業施設 店舗面積が500㎡以上の大規模及び中規模小売店舗
宿泊施設	床面積が1000㎡以上かつ客室数50以上 （バリアフリールームの設置義務が課せられる施設）
金融機関	郵便局、銀行等の窓口
公園	広域公園、総合公園、地区公園、その他（公園施設再整備計画※で優先度の高い公園に位置づけられた都市公園）
駐車場	建築物に付随しない特定路外駐車場 （駐車場面積が500㎡以上で駐車料金を徴収するもの）
その他施設	生活関連施設の定義に合致すると認められる施設で、協議会や市民意見を受けた施設

※吹田市公園施設再整備計画(令和6年3月)：今後10年間の公園施設の再整備事業を計画したものの

特定事業の対象施設となりますが、特定事業計画の策定については、基本構想の改定段階において施設設置管理者と協議し、実現可能な項目については特定事業計画を位置づけバリアフリー化を推進していきます。

ウ 生活関連施設になり得る施設の抽出

以下の範囲を「生活関連施設になり得る施設」と考えます。

表：生活関連施設になり得る施設の考え方

種類	生活関連施設になり得る施設
旅客施設等	全ての鉄軌道駅（JR / 阪急 / 大阪モノレール / 北大阪急行 / Osaka Metro） バス停留所（阪急バス / 近鉄バス / すいすいバス）
建築物	官公署 市役所、出張所、保健所、税務署、その他（不特定多数の者が利用する施設）
	文化教養施設 博物館、図書館、コミュニティ施設
	学校施設 大学、短期大学、高等学校、公立中学校、公立小学校、特別支援学校、幼稚園（避難所指定）
	スポーツ施設 体育館、プール、競技場（公立のもの）
	医療保健施設 病院、休日急病診療所
	福祉施設 老人福祉センター・高齢者いこいの間、児童厚生施設（児童館）、障がい者福祉センター
	商業施設 店舗面積が500㎡以上の大規模及び中規模小売店舗
宿泊施設	床面積が1000㎡以上かつ客室数50以上 （バリアフリールームの設置義務が課せられる施設）
金融機関	郵便局、銀行等の窓口
公園	広域公園、総合公園、地区公園、その他（公園施設再整備計画で優先度の高い公園に位置づけられた都市公園）

修正内容の説明

4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

ページ数の削減（ページ詰め）

《前回提出》

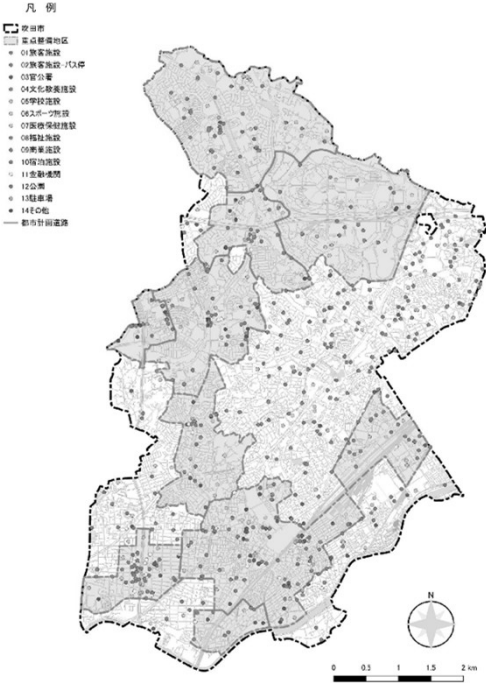
ウ 生活関連施設になり得る施設の抽出

本市では、以下の範囲を「生活関連施設になり得る施設」と考えます。

表：生活関連施設になり得る施設の考え方	
種別	生活関連施設になり得る施設
旅客施設等	全ての鉄軌道駅（JR / 阪急 / 大阪モノレール / 北大阪急行 / 大阪モノレール） バス停留所（阪急バス / 近鉄バス / すいすいバス）
官公署	市役所、出張所、保健所、税務署、その他（不特定多数の者が利用する施設）
文化教育施設	博物館、図書館、コミュニティ施設
学校施設	大学、短期大学、高等学校、公立中学校、公立小学校、特別支援学校、幼稚園（遊戯所指定）
スポーツ施設	体育館、プール、競技場（公立のもの）
医療保健施設	病院、休日急病診療所
福祉施設	老人福祉センター・高齢者いこいの間、児童厚生施設（児童館）、障がい者福祉センター
商業施設	店舗面積が500㎡以上の大規模及び中規模小売店舗
宿泊施設	床面積が1000㎡以上かつ客室数50以上 （バリアフリールームの設置義務が課せられる施設）
金融機関	郵便局、銀行等の窓口
公園	広域公園、総合公園、地区公園、その他（公園施設再整備計画※で優先度の高い公園に位置づけられた都市公園）
駐車場	建築物に付随しない特定路外駐車場 （駐車場面積が500㎡以上で駐車料金を徴収するもの）
その他施設	生活関連施設の定義に合致すると認められる施設で、協議会や市民意見を受けた施設

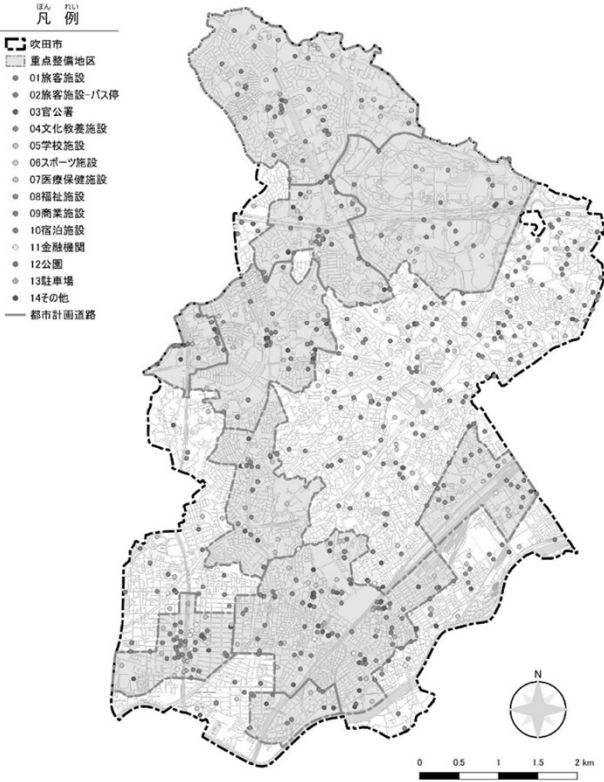
※吹田市公園施設再整備計画(令和6年3月)：今後10年間の公園施設の再整備事業を計画したもの

【生活関連施設になり得る施設の立地状況】



種類	生活関連施設になり得る施設
駐車場	建築物に付随しない特定路外駐車場 (駐車場面積が500㎡以上で駐車料金を徴収するもの)
その他施設	生活関連施設の定義に合致すると認められる施設で、協議会や市民意見を受けた施設

【生活関連施設になり得る施設の立地状況】



修正内容の説明

4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

ブロック→区画へ表現修正、ブロック位置図を削除
《前回提出》

(3) 移動等円滑化促進地区図

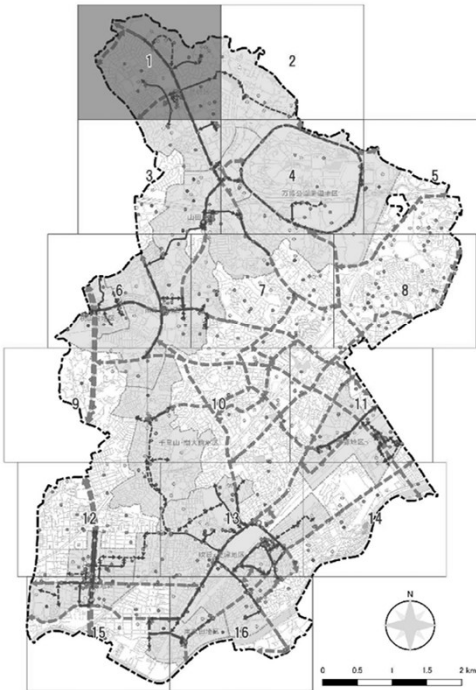
移動等円滑化促進地区における生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設、生活関連経路等を以下のブロックに分けて整理します。



(削除)

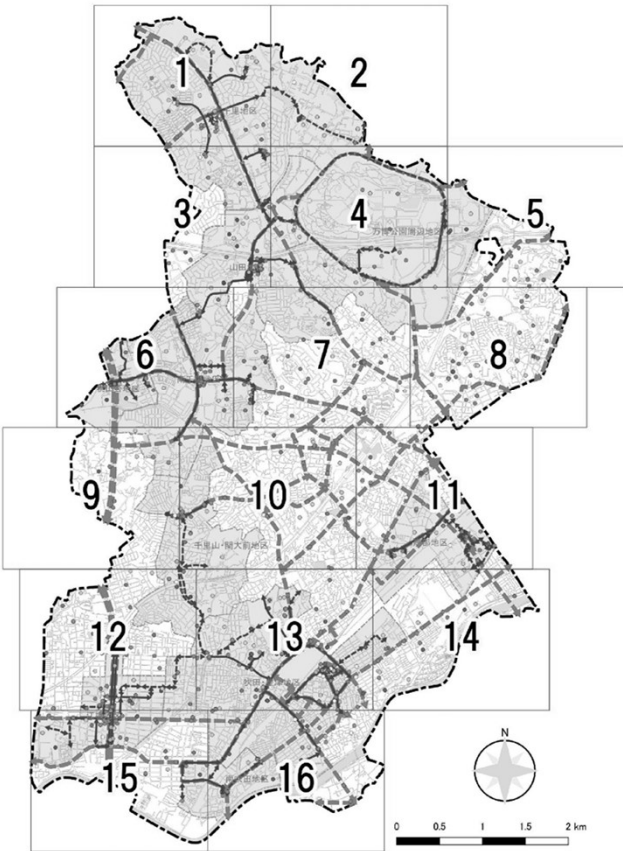
ア ブロック1

(ア) ブロック位置図



いどうとうえんかつがそくしんちくず
(3) 移動等円滑化促進地区図

いどうとうえんかつがそくしんちくず
移動等円滑化促進地区における生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設、生活関連経路等を以下の区画に分けて整理します。



音声コード
作成予定

修正内容の説明

4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

生活関連施設、生活関連施設になり得る施設の区分

《前回提出》

(イ) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

記号	施設名	記号	施設名
ス2	北千里市民体育館	バ46	循環医療センター前
ス11	北千里市民プール	バ47	藤白台四丁目
医16	休日急病診療所	バ48	金槌会学園前
学10	千里金槌大学	バ49	阪大口
学13	千里金槌大学短期大学部	バ92	青山台四丁目
学17	金槌千里高等学校	バ93	青山幼稚園前
学23	北千里高等学校	バ94	古江台四丁目
学25	金槌千里中学校	バ100	ゆらら藤白台
学32	青山台中学校	バ101	藤白台二丁目
学64	青山台小学校	バ102	ふじしろ幼稚園前
学75	藤白台小学校		
官13	北千里市民サービスコーナー		
金27	株式会社りそな銀行 千里北支店		
金37	吹田青山台郵便局		
金50	吹田千里北ビル内郵便局		
金60	吹田藤白台郵便局		
園2	千里北公園		
園12	青山公園		
園13	藤白公園		
園15	くちなし公園		
園27	ふじのき公園		
駐1	ディオス北千里		
駐52	藤白台プラザ		
駐23	阪急北千里駅前南自転車駐車場		
駐24	阪急北千里駅前北自転車駐車場		
福39	青山台地区高齢者いきいきの園		
福44	自然体験交流センター（わくわくの郷）		
福56	北千里児童センター		
文22	まちなかりビング北千里		
文44	北千里地区公民館		
文60	青山台市民ホール		
文73	北千里図書館		
旅13	北千里駅（阪急）		
バ43	青山台一丁目		
バ44	北千里		
バ45	北公園前		

ア 区画1

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

記号	施設名	記号	施設名
ス2	北千里市民体育館	バ44	北千里
ス11	北千里市民プール	バ45	北公園前
学10	千里金槌大学	バ46	循環医療センター前
園2	千里北公園	バ47	藤白台四丁目
商1	ディオス北千里	バ48	金槌会学園前
福44	自然体験交流センター（わくわくの郷）	バ92	青山台四丁目
文60	青山台市民ホール	バ93	青山幼稚園前
旅13	北千里駅（阪急）	バ94	古江台四丁目
医16	休日急病診療所	バ101	藤白台二丁目
学13	千里金槌大学短期大学部	バ102	ふじしろ幼稚園前
学17	金槌千里高等学校		
学23	北千里高等学校		
学25	金槌千里中学校		
学32	青山台小学校		
学64	青山台小学校		
学75	藤白台小学校		
官13	北千里市民サービスコーナー		
金27	株式会社りそな銀行 千里北支店		
金37	吹田青山台郵便局		
金50	吹田千里北ビル内郵便局		
園12	青山公園		
園13	藤白公園		
園15	くちなし公園		
園27	ふじのき公園		
駐23	阪急北千里駅前南自転車駐車場		
駐24	阪急北千里駅前北自転車駐車場		
福39	青山台地区高齢者いきいきの園		
福56	北千里児童センター		
文22	まちなかりビング北千里		
文44	北千里地区公民館		
文73	北千里図書館		
バ43	青山台一丁目		

5 マスタープランの実現に向けた体制

ページ数の削減（ページ詰め）・図の整理

《前回提出》

(2) 進行管理

今後とも当事者を含む市民や事業者などの意見・提案などを踏まえて事業計画を作成し、バリアフリー化の状況を把握しながら計画の改善を図ります。
特にこれまで実施した整備状況のチェック及び評価を行いながら、計画のスパイラルアップ（継続的な改善、向上）を図るとともに、おおむね5年おきにバリアフリーマスタープランと基本構想の見直しを行います。

(3) バリアフリー化を推進するしくみづくり

ア 住民提案制度の利用促進
バリアフリー法では、バリアフリーマスタープランや基本構想の作成・改善に関わる住民提案制度が設けられています。住民の発案による重点整備地区の設定を促進するため、新たに住民提案制度活用の市民向けマニュアルを作成します。

○ 取り組みの参考（神奈川県横浜市）

住民提案に対する市町村の充実した支援の例＜神奈川県横浜市＞

横浜国立大学と周辺地域自治会が、以前から「まちづくりワークショップ」を開催し、地域環境について検討を行っていました。令和元年11月の羽沢横浜国大駅の開業に伴い駅周辺のバリアフリー化について検討を行い、その成果として住民提案を行いました。

○ 住民提案制度の周知について

- ・横浜市内では「バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」を平成22年3月に作成してホームページで公開しています。
- ・法政大学等で基本構想について説明を行っています。

○ 住民提案を受けた後の市町村の検討について

- ・住民提案を受けた後は、提案の手引きに基づき検討を実施しました。
- ・当該区域と要件の検討後、横浜市バリアフリー検討協議会で意見交換し、市議会の審議を判断しました。（右図参照）

○ 横浜市からのアドバイス

「作成の可否を判断する際に、判断基準を事前に示すにしたいです。」

○ 横浜市が感じた住民提案を受けるメリット

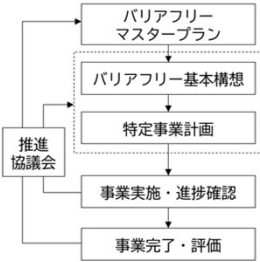
- ・地域のニーズを知ることができます。
- ・バリアフリーに対して地域の関心が高まります。
- ・地元発案のための庁内の関係部署（福祉部門や建設部門）への事業実施の役割がしやすいです。

横浜における基本構想作成

出典：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

(2) 進行管理

今後とも当事者を含む市民や事業者などの意見・提案などを踏まえて事業計画を作成し、バリアフリー化の状況を把握しながら計画の改善を図ります。
特にこれまで実施した整備状況のチェック及び評価を行いながら、計画のスパイラルアップ（継続的な改善、向上）を図るとともに、おおむね5年おきにバリアフリーマスタープランと基本構想の見直しを行います。



図：進行管理のイメージ

(3) バリアフリー化を推進するしくみづくり

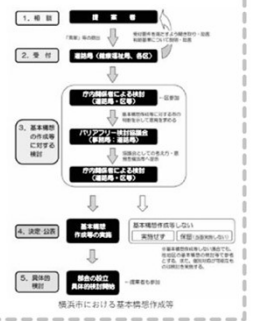
ア 住民提案制度の利用促進

バリアフリー法では、バリアフリーマスタープランや基本構想の作成・改善に関わる住民提案制度が設けられています。住民の発案による重点整備地区の設定を促進するため、新たに住民提案制度活用の市民向けマニュアルを作成します。

○ 取り組みの参考（神奈川県横浜市）

横浜市では「バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」をホームページで公表しています。令和元年には、羽沢横浜国大駅の開業に伴い、横浜国立大学と周辺地域自治会が駅周辺のバリアフリー化について検討を行い、その成果として住民提案を行っています。

出典：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」



音声コード
作成予定

修正内容の説明

参考資料

未作成部分等の作りこみ

《前回提出》

参考資料

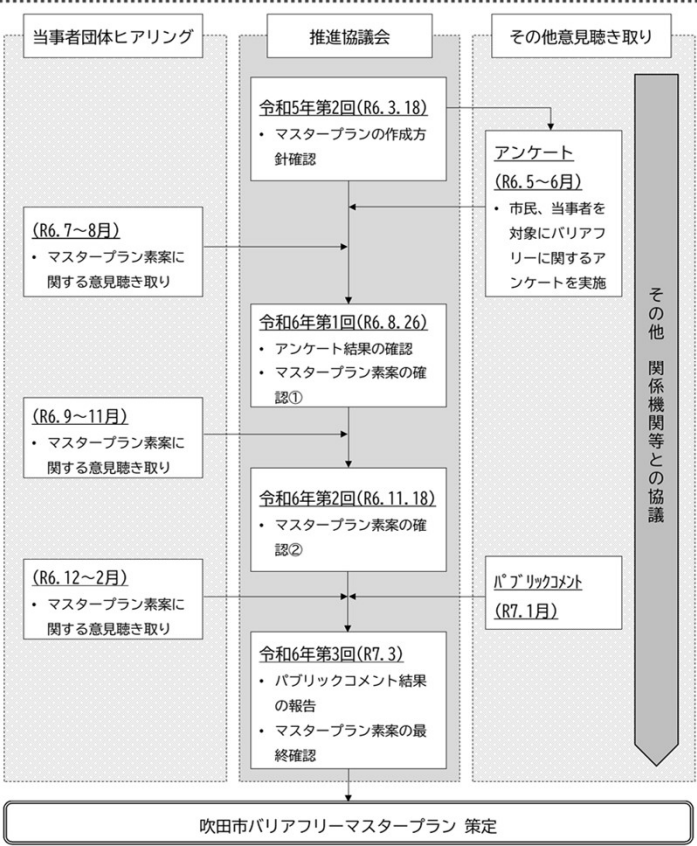
(1) 用語の説明

(2) マスタープラン策定の過程

さんこうしりょう
参考資料

(1) マスタープラン^{さくてい}策定^{かてい}の過程

ア ^{かいぎとう} 会議等^{かいさいじょうきょう}の開催^{かい}状況^{じょう}



修正内容の説明

参考資料

未作成部分等の作りこみ

《前回提出》

参考資料

(1) 用語の説明

(2) マスタープラン策定の過程

吹田市バリアフリー推進協議会 委員名簿

	氏 名	勤務先・団体等	役 職	構 成
1	会長 内田 敬	大阪公立大学	工学研究科 都市系専攻 教授	学識経験者
2	副会長 石塚 裕子	東北福祉大学	総合マネジメント学部 産業福祉マネジメント学科 教授	3人以内
3	三嶋 勝彦	吹田商工会議所	公共的団体代表者	事務局長
4	森 俊弘	一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会	公共的団体代表者	公共的団体の代表者から推薦されたもの
5	栗田 智代	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会	公共的団体代表者	3人以内
6	新屋 志郎	障がい当事者（吹田市自立支援協議会当事者会）	（視覚）	
7	大江 卓司	障がい当事者（吹田市自立支援協議会当事者会）	（聴覚）	
8	福西 義信	障がい当事者（吹田市自立支援協議会当事者会）	（肢体不自由）	吹田市地域自立支援協議会等から推薦されたもの
9	波部本 豊	（吹田のバリアフリー・交通アクセスをめざす会）	（肢体不自由）	会長
10	堀田 捷代	障がい当事者（吹田市自立支援協議会当事者会）	（肢体不自由）	7人以内
11	岩田 美穂	障がい当事者（吹田市自立支援協議会当事者会）	（知的）	当事者会副会長
12	田村 美歌	子育て中又はその経験のある公費市民		吹田市民であって、介護等の経験又は子育ての経験を有する市民
13	河野 路利	介護又はボランティア経験のある公費市民		3人以内
14	宇都 雪人	介護又はボランティア経験のある公費市民		
15	野村 育代	国土交通省近畿運輸局	交通政策部バリアフリー推進課	課長
16	裏 祥嗣	大阪府茨木土木事務所	建設課	課長
17	北館 勝治	大阪府吹田警察署	交通課	課長
18	北村 周郎	西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部経営企画部	課長
19	山下 智宏	阪急電鉄株式会社	都市交通事業本部技術部土木技術担当	課長
20	酒田 直哉	大阪市高速電気軌道株式会社	交通事業本部計画部バリアフリー企画課	課長
21	主山 博久	大阪モノレール株式会社	運輸部業務課	調査役
22	水谷 信男	北大阪急行電鉄株式会社	鉄道事業部施設課	課長
23	吉岡 徹郎	阪急バス株式会社	自動車事業本部営業企画部	業務課長
24	岡田 貴樹	吹田市	総務部危機管理室	危機管理監
25	植田 聡	吹田市	学校教育部	教育監
26	梅森 徳晃	吹田市	福祉部	部長
27	清水 康司	吹田市	都市計画部	部長
28	真壁 賢治	吹田市	土木部	部長
	秀坂 正綱	大阪府	大阪府都市整備部 住宅建築局 建築環境課	主査

音声コード
作成予定

修正内容の説明

参考資料

未作成部分等の作りこみ

《前回提出》

参考資料

(1) 用語の説明

(2) マスタープラン策定の過程

(2) 用語の説明

あ行

移動等円滑化基準

バリアフリー法に基づき、高齢者、障がい者等の移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」などがあります。

移動等円滑化

高齢者、障がい者等の移動や施設を利用する際に、身体への負担を軽減することにより、移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいいます。本基本構想では、「バリアフリー化」と同義に用いています。

インクルーシブ

インクルーシブは、「包括的」「すべてを包み込む」を意味する言葉です。障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、さまざまな背景を持つあらゆる人が排除されない理念のことです。

インクルーシブ教育

誰も排除せず、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのことです。

インクルーシブ遊具

体に障がいがある子ども、ない子ども一緒になって遊ぶことができる遊具のことです。

エスコートゾーン

横断歩道の中央部に点状の突起によりラインをつけたもので、視覚障がい者が横断歩道から外れることなく道路を横断できるように配慮された横断歩道帯です。

オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障がいを負い、腹部に人工的に排泄のためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設した人のことです。

オストメイトはパウチと呼ばれる排泄用の袋状の装具を装着しているため、通常の便座は利用できず、パウチを洗浄する水洗器具等が必要となります。

音響信号機

視覚障がい者に青信号となったことを音により知らせる装置です。一般的に、南北方向には“ビヨビヨ”、東西方向には“カッコー”の音声で知らせます。

か行

拡幅

道路の幅を広くすることをいいます。

可動式ホーム柵

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切りのことです。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぎます。